

(イ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

イ 土壌汚染対策法に基づく指定基準

特定有害物質	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
四塩化炭素		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン		検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン		検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン		検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン		検液1Lにつき0.02mg以下であること。
テトラクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン		検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン		検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ベンゼン		検液1Lにつき0.01mg以下であること。
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき45mg以下であること。	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき250mg以下であること。	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。	検液中に検出されないこと。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき15mg以下であること。	検液1Lにつき0.0005mg以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき4,000mg以下であること。	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき4,000mg以下であること。	検液1Lにつき1mg以下であること。
シマジン		検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること。
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること。
PCB		検液中に検出されないこと。
有機りん化合物		検液中に検出されないこと。

(4) 騒音・振動

ア 騒音の環境基準

(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

地域の 類 型	当てはめ地域	地域の区分	時 間 の 区 分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	札幌市では指定なし		-	-
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一 般 地 域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一 般 地 域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を 有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一 般 地 域	60以下	50以下
		車線を有する道路に 面する地域	65以下	60以下

(注)1 地域の類型
AA:特に静穏を要する地域
A:専ら住居の用に供される地域
B:主として住居の用に供される地域
C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に関わらず特例として次表のとおりとする。(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

昼 間		夜 間
70以下		65以下
備考	1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。 ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル	
	2 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

イ 航空機騒音の環境基準

(時間帯補正等価騒音レベル(Lden)、単位:デシベル)

地域の類型	基準値	該当地域:丘珠空港を中心とした半径約5kmの地域
I	57以下	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
II	62以下	類型 I 及び除外地域以外の地域
除外地域	—	空港敷地及び工業専用地域

(注)1 Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、航空機1機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうるささを表す数値のこと。
2 Ldenは、平成19年12月17日に告示(環境省告示第114号)、平成25年4月1日に施行された。

ウ 自動車交通騒音の要請限度

(等価騒音レベル(LAeq)、単位:デシベル)

区 域	地 域 の 区 分	道路区分	昼間	夜間
a 地区	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
b 地区	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
c 地区	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する	75	70
幹線交通を担う道路に近接する地区			75	70

(注)時間の区分 昼間:6時～22時 夜間:22時～6時

平成12年4月1日施行

エ 在来線鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針

新 線	等価騒音レベル(LAeq)として、昼間(7時～22時)については60デシベル以下、夜間(22時～翌日7時)については55デシベル以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

オ 騒音の規制基準等

(ア)騒音規制法の規制基準

特定施設

1 金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。) ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト(ダンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。) 2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 4 織機(原動機を用いるものに限る。)	5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) 6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。) 7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のご盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ホ 丸のご盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ヘ かん盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) 8 抄紙機 9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。) 10 合成樹脂射出成形機 11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
--	---

特定工場の規制基準(騒音)

(単位:デシベル)

区域の区分	時 間 の 区 分			地 域 の 区 分
	昼 間	朝・夕	夜 間	
第 1 種 地 区	45以下	40以下	40以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第 2 種 地 区	55以下	45以下	40以下	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第 3 種 地 区	65以下	55以下	50以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 地 区	70以下	65以下	60以下	工業地域

(注)1 時間の区分 昼間:8時～19時 朝:6時～8時 夕:19時～22時 夜間:22時～6時
2 規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用

特定建設作業

1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
2 びょう打機を使用する作業	6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

特定建設作業の規制基準(騒音)

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85以下	7～19時	10時間を超えないこと。	連続して6日を超えないこと。	行わないこと。
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと。		

(注)1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用
2 1号区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
2号区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

(イ) 札幌市生活環境の確保に関する条例の規制基準

騒音発生施設

1 金属加工機械 研磨機(原動機を用いるもの) 2 圧縮機 空気圧縮機(原動機の定格出力が、2.2kW以上7.5kW未満であるもの)	3 木材加工機械 帯のご盤・丸のご盤(原動機の定格出力が、製材用のものにあつては0.75kW以上15kW未満、木工用のものにあつては0.75kW以上2.25kW未満であるもの) かんな盤(原動機の定格出力が、0.75kW以上2.25kW未満であるもの)
---	--

騒音発生施設を設置する工場の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

指定作業の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

- (注) 1 指定作業:作業期間が3か月以上にわたる以下の作業((5)及び(6)の作業は騒音規制法の第1種区域及び第2種区域で行われるものに限り。)
- (1)木材の切削作業 (2)金属のつち打作業 (3)金属の切断作業 (4)金属の研磨作業
- (5)土石又は建設用資材の積み込み又は積み出し作業 (6)建設用資材の運搬車両又は建設用重機の移動作業
- 2 規制基準は、指定作業を行う敷地境界における測定値に対して適用

拡声放送の規制基準

(単位:デシベル)

地 域 の 区 分	音 量 (注)		放送できる時間帯
	(1)	(2)	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	60以下	45以下	8～19時
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65以下	55以下	
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	75以下	65以下	・固定放送:8～22時 ・移動放送:8～19時 (都心の一部については商業宣伝を除き8～20時)
工業地域	75以下	70以下	8～19時

- (注)測定地点については原則、拡声機の直下から5m離れた地点の基準(1)を適用する。ただし、事業場の敷地境界線上において基準(2)以下である場合には、この限りではない。
- ・同一場所において商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間を設けること。
 - ・2以上の拡声機を同時に使用する場合は、その間隔は、50m以上とすること。
 - ・拡声機の設置は、地上10m以内(建築物等の床面にいる者のみを対象とする拡声放送の場合にあつては、その床面から10m以内)の高さとする。

深夜営業の規制基準

(単位:デシベル)

地 域 の 区 分	時 間 帯	音 量
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	午後11時～午前6時	40以下

- (注)深夜営業は以下のものをいう(その営業のすべてが屋内で行われるものを除く。)
- ゴルフ練習場、バッティング練習場、テニスコート、ガソリンスタンド、LPGスタンド、洗車場

(ウ) 「建設作業に係る指導の基本方針」の作業時間基準

用途地域	作業時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	9時から17時まで
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時から18時まで

(注)特定建設作業に適用する。

カ 振動の規制基準

(ア) 振動規制法の規制基準

特定施設

一 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限り。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマーマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限り。)	五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限り。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限り。) 六 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限り。) 七 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限り。) 八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもの原動機の定格出力が30kW以上のものに限り。) 九 合成樹脂用射出成形機 十 鋳造型機(ジョルト式のものに限り。)
--	--

特定工場の規制基準(振動)

(単位:デシベル)

区域の区分	時 間 の 区 分		地 域 の 区 分
	昼間	夜間	
第1種区域	60以下	55以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	65以下	60以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

- (注)1 時間の区分 昼間:8時～19時 夜間:19時～8時
2 規制基準は、特定工場等の敷地境界に対して適用
3 学校教育法に規定する学校等の敷地の周囲約50メートルの区域では、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用

特定建設作業

1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
--	---

特定建設作業の規制基準(振動)

(単位:デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75以下	7～19時	10時間を超えないこと。	連続して6日を超えないこと。	行わないこと。
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと。		

- (注)1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用
- 2 1号区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- 2号区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

キ 道路交通振動に係る要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	時 間 の 区 分		地 域 の 区 分
	昼	夜	
第1種区域	65	60	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	70	65	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

(注) 時間の区分 昼:8時～19時 夜:19時～8時

(5)悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準

- 敷地境界における規制基準
臭気指数10
- 気体排出口における規制基準
悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数
- 排出水中における規制基準
臭気指数26

(6) 「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく廃棄物焼却炉等の構造の基準

ア 構造に関する基準

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
1	火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上である廃棄物焼却炉（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項並びに第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する焼却施設（以下「廃棄物処理法許可焼却炉」という。）を除く。）	(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア 外気と遮断された構造であること。 イ 燃焼室内において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ウ 燃焼室に燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。以下「空気供給設備」という。）が設けられていること。 エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置（以下「助燃装置」という。）が設けられていること。 オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 (2) ばいじんを除去する高度の機能を有する集じん装置を設けること。 (3) 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。 (4) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 (5) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 (6) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。 (7) 廃棄物の定量供給装置を設けること。ただし、ガス化燃焼方式の場合及び動物を専焼する場合にあっては、この限りでない。
2	一次燃焼室容積が1.5㎡以上である廃棄物焼却炉（第1項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア 外気と遮断された構造であること。 イ 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ウ 空気供給設備が設けられていること。 エ 助燃装置が設けられていること。 オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 (2) 遠心式集じん装置又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置（以下「サイクロン等」という。）を設けること。 (3) 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。 (4) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 (5) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 (6) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。

注1 第1項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ、第6号並びに第7号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア、第6号及び第7号の規定に限る。）は、適用しない。

2 第2項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ並びに第6号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア及び第6号の規定に限る。）は、適用しない。

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
3	一次燃焼室容積が1.5m ³ 未満で火格子面積が0.25m ² 以上又は一次燃焼室容積が0.25m ³ 以上である廃棄物焼却炉（第1項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア 外気と遮断された構造であること。 イ 燃焼ガスの温度を測定するための装置（以下「温度計」という。）が設けられていること。 ウ 空気供給設備が設けられていること。 エ 助燃装置が設けられていること。 オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 (2) サイクロン等を設けること。 (3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 (4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 (5) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。
4	火格子面積が0.25m ² 以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固化燃料を熱源として使用するボイラー	(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア 外気と遮断された構造であること。 イ 温度計が設けられていること。 ウ 空気供給設備が設けられていること。 エ 助燃装置が設けられていること。 オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。 (2) サイクロン等を設けること。 (3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 (4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 (5) 燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。
5	火格子面積が0.25m ² 以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー（第4項のボイラーを除く。）	(1) 次の要件を備えた燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。 ア 外気と遮断された構造であること。 イ 空気供給設備が設けられていること。 ウ 助燃装置が設けられていること（燃料の燃焼能力が1時間当たり80kg未満の施設を除く。）。 (2) サイクロン等を設けること。 (3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。 (4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。 (5) 燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。

注1 第3項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア、イ及びエ並びに第5号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア及び第5号の規定に限る。）は、適用しない。

イ 管理に関する基準

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
1	火格子面積が 0.25m^2 以上又は一次燃焼室容積が 0.25m^3 以上である廃棄物焼却炉(廃棄物処理法許可焼却炉を除く。)	(1) 燃焼室の管理 - ア 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。 - イ 燃焼ガスを800°C以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。 - ウ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、廃棄物を焼却し尽くすまで燃焼室内の温度を高温に保つこと。 - エ 供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。 - オ 排出ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下になるように廃棄物を焼却すること(一次燃焼室容積が1.5m^3未満の廃棄物焼却炉を除く。) (2) 燃焼状態の管理 - ア 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること(一次燃焼室容積が1.5m^3未満の廃棄物焼却炉を除く。) - イ 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること(一次燃焼室容積が1.5m^3未満の廃棄物焼却炉を除く。) (3) 適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。 (4) ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。 (5) 管理体制 - ア 廃棄物焼却炉の運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。 - イ 廃棄物焼却炉を適正に管理するための方法を記載した書面を作成し、これに基づき廃棄物の焼却を行うこと(一次燃焼室容積が1.5m^3未満の廃棄物焼却炉を除く。)
2	火格子面積が 0.25m^2 以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり 24kg 以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー	(1) 燃料の投入 - ア 燃料は過剰に投入しないこと。 - イ 廃木材等の木質燃料を使用するボイラーにあつては、廃木材等に混在する塗料及びプラスチック材を選別し、燃料として使用しないこと。 (2) 燃焼室の管理 - ア 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。 - イ 主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固形化燃料を燃料とするボイラーにあつては、燃焼ガスを800°C以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。 - ウ 供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。 (3) 適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。 (4) ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。 (5) 管理体制 - ボイラーの運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。

(7)ダイオキシン類

ア ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大 気	0.6 pg-TEQ / m3以下	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質	1 pg-TEQ / L以下	
水底の底質	150 pg-TEQ / g以下	
土 壌	1,000 pg-TEQ / g以下	

イ 排出ガスに係る特定施設及びダイオキシン類の大気排出基準

(単位:ng-TEQ / m³_N)

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設の基準 (H12. 1. 15以降設置等)	既存施設の基準 (H12. 1. 14以前設置)
廃棄物焼却炉 焼却能力50kg/時以上 又は火床面積0. 5m ² 以上	4t / 時 以上	0. 1	1
	2t / 時 ～ 4t / 時	1	5
	2t / 時 未満	5	10
製鋼用電気炉		0. 5	5
鉄鋼業焼結施設		0. 1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

(注)大気汚染防止法の規定に基づき、平成9年12月2日以降に新たに設置された施設に係る指定物質抑制基準(平成9年環境庁告示第26号)が既に適用されている施設については、新設施設の排出基準が適用される。

ウ 排水に係る特定施設及びダイオキシン類の水質排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特定施設の種類の	水質排出基準
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設 10 2, 3ジクロロ-1, 4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設 11 ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離・洗浄施設、還元誘導体分離・洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 13 亜鉛の回収(製鋼用電気炉の集じん機で集めたばいじんからの回収)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設 15 廃棄物焼却炉 [※] に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 16 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 18 1～17及び19の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 19 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

(注)廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準は、最終処分場の維持管理の基準を定める命令により10pg-TEQ/Lと規定

※火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/時以上

エ 廃棄物焼却炉である特定施設に係るばいじん等に含まれる量の基準

種類	ダイオキシン類の量の基準
ばいじん等	3 ng-TEQ / g

(注)既設施設(平成12年1月14日以前に設置)のばいじん等については、省令で定められた方法により処分を行う限り適用されない。